

民法の成年年齢の引下げについての中間報告書意見照会結果

略 称 一 覧

日本女性法律家協会有志	:	女性法律家協会
日本きもの連盟	:	きもの連盟
岡山大学民法担当研究者	:	岡山大
明治大学民法研究会	:	明大
日本大学法学部民事法・商事法研究会	:	日大
特定非営利活動法人 Rights	:	Rights

〔成年年齢と選挙年齢等との関係について〕

【一致すべきであるとの意見】

- 憲法という国家の最高法規を改正することのできる権利を有する者が、その最高法規の下位にある民法の契約行為において、完全な行為能力を有していないとされるのは違和感がある（大学生）。
- 公法上の権限付与年齢と私法上の完全な行為能力が備わる年齢とが同一であるべき理論的必然性は存在しないものの、法体系上重要な位置を占める両法律（公職選挙法、民法）の資格付与年齢が同一であることにより、国民の法的混乱が回避することができる意義は少なくない（大学教授）。

【一致しなくてもよいとの意見】

- 国民投票の投票権年齢及び選挙年齢と成年年齢を合わせる理論的根拠がない（岡山大、大学生）。
- 国民投票の投票権年齢と選挙年齢は、同じ参政権であり一致すべきであるが、民法上の行為能力があることが選挙権付与の要件とはなっていないので、成年年齢は選挙年齢と必ずしも一致する必要はない。民法と公職選挙法を同時に改正するものの、選挙年齢の引下げについては速やかに施行し、その後消費者教育などの条件整備を行い、数年後に成年年齢の引下げを行うべきである（Rights、大学教授）。
- 参政権については、投票をしても直接的な責任を負わないことから、年齢を引き下げても弊害は少ないと考えられる。選挙は、候補者の話を聞いてだれを選ぶかという能力に過ぎず、生徒会役員選挙などを経験しているから、18歳、19歳の者に権利を与えても問題はないと考えられる（弁護士）。

- 国民投票の投票権年齢が18歳以上とされた趣旨は、できるだけ多くの国民が、主権者として憲法改正の決定に参加する資格を与えることが望ましいという観点からである。これに対し、民法の成年年齢は、法律行為の効果及び結果の判断能力があるか否かという観点から決められるものであり、国民投票の投票権年齢と一致させる必要はない（女性法律家協会）。

【その他】

- 現在、様々な法律で様々な年齢条項が設けられているが、次々と新しい「区切りの日」が加わることで、「成年」についての規定がぼやけていくことに危惧を感じている。自分がどのような法的責任を負い、社会でどのようなチャンスとリスクに直面していくことになるのかを若者自身が正確に自覚することは、重要である。成年年齢引下げの検討に当たっては、一般市民にとって分かりやすいものにする必要がある（個人）。

〔成年年齢の引下げの当否について〕

【賛成】

（若年者の成熟度について）

- 現在の18歳は、以前の同年代と比較して、インターネットの普及等により、より多くの様々な情報を得ることが可能である（大学生）。
- 海外と日本の若年者との間で、意識や能力に著しい差があるとは思えないことから、日本人の18歳、19歳が未熟との指摘は当たらない（Rights）。
- 18歳成年制を実現する方向で努力すべきである。先進国の多くが18歳成年制を採用していることは、人間の成長が本来これに見合ったものであることを例証している。人間の可能性を十分に開花させ得るような法制度でなければならず、長寿社会で寿命が長いことは、大人になる時期を抑えてよい理由にはならない（大学教授）。
- 現状の若年層の人間的未成熟をもって、成人とみなすべきでないとするには無理がある。若年者の全体的な未熟さと法的な成人年齢の区別とを混同している。18歳で未熟な人間が20歳になったからといって成熟するとは思えない。18歳とすることに反対している意見の大半が、20歳を過ぎた青年にも当てはまる（個人）。

（契約を一人でする必要性）

- 16歳から19歳までの若年者は、社会経験が少ないことからくる欠点はあるとしても、売買や貸借などの法律行為について十分その意味を理解することがで

き、必要に応じて年長者や専門家に相談する能力も有しているのが通常である。個人的な経験からも、18歳になれば遠隔地での就学や住居の賃借、旅行などのため、取引を行うことが多くなり、それらについてすべて親権者の同意を得ることは不必要であるだけでなく困難でもある（個人）。

（消費者被害拡大の観点）

- 消費者契約に関する被害は、成年年齢を18歳に引き下げたから増えるという関係にはない。20歳に被害が多いという傾向があつて、20歳で親の同意なく契約が行えるようになることが、悪質な業者のターゲットになっていることの原因であるならば、成年年齢を18歳にしても被害の総量は増えない（ピークが18歳にシフトするだけであり、現在の20歳は減るから）。最大の問題は、消費者を守る法制度が不十分であること、その制度が消費者に十分に告知されていないことにあり、悪質業者に対するペナルティが効果を発揮していない。これらは、成年年齢の引下げの如何にかかわらず実施する必要がある（個人）。
- 成年年齢引下げによる消費者被害の拡大のおそれに対しては、消費者教育・法教育の充実により対処することが相当と考える（個人）。

（その他）

- 成年年齢の引下げをすれば、18歳、19歳でも契約を一人で行うことができるようになり、未成年者が登録できない職業（弁護士・税理士・社会保険労務士・行政書士・宅地建物取引主任者など）にもつくことができるようになる（個人）。

【反対】

（若年者の成熟度について）

- 現在の社会は、以前よりも、複雑化し、難解になっている。また、専門化も進み、高度化している。「成人＝自己責任の取れる能力を備えた者」という理解をしているが、自己責任をとることができるだけの知識、能力、経験を身につけるためには、以前より時間がかかるようになり、覚えなければならないことも増えている（弁護士）。
- 成人を迎えた者の精神的な未成熟・幼稚化が指摘されており、これらは大学の教育現場においても、教員の大半が実感している（日大）。
- 今の20歳の成人でも、成人式で暴れたりするような人が問題になっている。それ以上に精神的にも肉体的にも幼稚な状態にある人たちに成人としての権利を解放していくことに社会的なメリットがあるとは思えない（個人）。
- 社会人または一人暮らしとなつてからの2年間は若者が自覚ある大人へと変化する時期である。その時期を経ずして急に18歳から成人と言われても実感がわかない（個人）。

- 民法の「成年」とは、自己の法律行為の効果ないし結果を判断することのできる精神的能力があると認められる年齢である。そのような精神的能力が18歳で備わっていると認められるから成年年齢を引き下げるという論理であれば理解できるが、そのような能力は認められないが、これを備えさせるために成年年齢を引き下げるといのは理論的に成り立たない（女性法律家協会）。
- 成年年齢を引き下げたとしても、大人としての自覚が促されるとは限らない。大人としての責任感の醸成というのは、民法が担う問題ではない（大学生，日大）。

（契約を一人でする必要性）

- 中間報告書で指摘のあった、働いていて（アルバイトを含む。）、親と同居をしていない者の割合（6.7%）は、決して多いとはいえない。アルバイトは生計の助けであろうが、その収入のみによって生計を立てているわけではなく、そのような賃金収入を生計を立てている収入と同列に扱うことはできない（女性法律家協会）。
- 大学生でアルバイトをしている人は多いが、彼らは自分自身（又は友人）のために稼いだお金を費消しており、学業のためには使っていない。アルバイトは、正社員とは異なり、言われたことのみをやればよく、正社員と同列に扱うことはできない。親もとから離れている学生も多いのは事実であるが、18歳，19歳だからといって、いちいち契約のたびに親の同意を得なければならないということはない（個人）。

（消費者被害拡大の観点）

- 成年年齢を引き下げると、18歳，19歳の者が悪質商法のターゲットになるなど若年者の消費者被害が拡大するおそれがある（岡山大，日大，女性法律家協会，弁護士，個人）。
- 多数の悪質商法案件が，若年者の知識・経験の不足に乗じてもたらされている現状がある。デート商法などは，18歳，19歳くらいの多感な若者が特にひっかかりやすい商法である（弁護士，個人）。
- 近年，携帯電話やインターネットの普及により，若年者が高額の商品を購入したり，サービスを受けたりする機会は，以前よりも格段に増加している。成年年齢を引き下げると，消費生活上の自律的判断ができない若年層に対する法的救済の範囲がいたずらに縮小され，若年者の消費者被害が拡大することが強く予想される（弁護士，個人）。
- 消費生活センターで10年以上相談業務に携わっているが，未成年者取消権が行使できなくなる20歳の誕生日直前から悪質業者のアプローチが始まり，20歳の誕生日から契約トラブルに巻き込まれる事例が多くあった。契約被害にあっ

た若者から聴き取りをすると、ほぼ全員、契約書を見ても自分が何を契約したのかをきちんと説明することができない。契約の知識もなく、業者のセールストークにのせられて安易な気持ちでサインをしている（個人）。

- 18歳、19歳の者の現実を見ると消費者としての責任が欠けている。これらは、パンフレットや高校の授業等の周知では解決することはできない（個人）。
- いくら必要な教育を高校生のうちにしたとしても、成年年齢を引き下げた場合、悪徳商法に巻き込まれるなどの被害拡大は避けられない。教育を終える段階で（たとえば進学校であれば大学生になってから消費者教育をしっかりと行う。就職する人が大部分であれば、高校で卒業前に継続的な授業として行う）、これらの教育を行う今の20歳成年制でよい（個人）。

（扶養義務の観点）

- 現在、半数近くの子が大学等に進学し、20歳を超える年齢まで就労していない。このような現状に鑑みると、成年年齢を引下げ、親が扶養義務を負う年齢を18歳までとすることは、子の進学のを奪う結果につながるおそれがある（弁護士，日大，明大）。
- 成年年齢を引き下げると、親がまだ養育を必要とする子を放逐する事態が容易に生じることとなるおそれがある。18歳、19歳の子を親が原則として扶養しなくてよいという社会情勢があるのか疑問である（女性法律家協会）。

（その他）

- 兵役制をとる国では、兵役義務を課す以上参政権を与えるべきということになると思われる。また、生死の境に行く者を子ども扱いはできないことから、徴兵年齢と成年年齢とは同一になると思われる。世界に誇る平和憲法を持つ我が国では、徴兵制を採用していない（弁護士）。
- 成年年齢の変更は、人生の節目（誕生，青少年，成人，中高年，老年等）を決める重大な問題であり、そうした視点に立った十分な国民的議論を経ない中での変更は時期尚早である。成年年齢が20歳と定められた背景からすると、国民の平均寿命が80歳を超え、現在多くの若者が大学等に進学し、精神的にも肉体的にも充実し、社会的規範をしっかりと学び、経済的自立を準備する年齢である現行の20歳を変更する理由がない。18歳の若者の多くは、受験勉強の最中であり、社会的経験も浅く、社会人としての進路が確定しておらず、この年齢で成年を迎え、大人としての自覚を求め、社会的責務を求めることは、本人や家族の負担を強いることになり、社会的混乱も予測される。また、成年年齢の変更は、成人式における衣裳を提供する和装産業内において何らかの混乱をもたらすものと危惧される（きもの連盟）。

- 諸外国の多くが、成年年齢を18歳にしていることは、日本において成年年齢を18歳にすることの根拠とはならない。18歳成年制を採用している国には、その国特有の事情があるので、それが日本においても適合するとは限らない。大学進学率はどうか、大学における親の学費負担割合はどの程度か、18歳で親もとを離れる割合はどの程度か、徴兵年齢は何歳か等、きめ細かい検討が必要となる（女性法律家協会、個人）。
- 引下げ賛成派は、少子高齢化社会であるから成年年齢を引下げ、若年者の社会参加、自立を促すべきであると主張するが、少子高齢化社会であれば、なぜ若年者の社会参加、自立が必要であるのか明らかでなく、論理が飛躍している（個人）。

〔成年年齢の引下げをする場合に必要となる施策について〕

- 取引安全の面では、弱者保護制度の導入が必要であり、消費者保護法の手直しが必要である。また、高等学校教育の見直しも不可欠である。一律の教育ではなく、成年・未成年が混在することが不自然でなく受け入れられるような現場の自覚も必要である。成人式なども、行政が慣行的に主導してきたことの当否が改めて問われてよいはずであり、真の青少年対策に真剣な取り組みが求められている（大学教授）。
- 未成年者取消権に代わる新たな取消権（又は解除権）は、少なくとも現行制度と同程度の消費者被害救済手段として実施される必要があるが、中間報告書8頁～9頁の①から⑤までの施策では不十分である。未成年者取消権類似の制度を消費者保護法制の中に設ける必要があるが、そのような消費者保護法制の大改革には相当程度の困難が予測される（弁護士）。
- 消費者教育の充実の大きな問題は学習指導要領である。昨年、幼稚園から中学校までの新学習指導要領の告示がされたが、消費者教育について十分な内容が盛り込まれたとは言い難い。現在の学習指導要領においては、消費者教育は、社会科の公民科と家庭科の中で行われているが、これらの科目は絶対的な時間数が不足し、その中で消費者教育に当てられる時間は極めて限られている。十分な消費者教育を学校で行うには、教員に対する研修、消費者問題の専門家との交流、教材の充実などが必要であるが、現状では十分に実現できていない。中間報告書には、学習指導要領の大幅な改訂を行うなどの政策転換をはかっていく必要がある旨の記載があるが、これまでの学習指導要領の改訂状況にかんがみると、大幅な改訂を実現することには多くの困難が伴うと思われ、現時点では実現可能性は乏しい（弁護士）。

- 消費者教育は、即効性のあるものではなく、小学生のころから時間をかけて行う必要があり、また、中高生に対しては相当程度の時間をかけて行う必要がある。受験優先の現状からすれば、実効性のある消費者教育制度を確立するためには、消費者教育を学習指導要領に組み込むなど思い切った改革をする必要がある（明大）。
- 成年年齢を引き下げるためには、消費者関係教育のみならず、自立した社会の構成員となれるような法教育等が必要であるが、實際上これらを行うためには学校教育のほか、家庭における教育、社会教育等の種々の施策が必要である。しかし、社会の複雑化、家庭の教育力の衰えなども考慮すると、これらの教育及び施策によって成年年齢引下げの実現が可能となるという見通しを立てることは困難である（女性法律家協会）。
- 成人になってから間もない若年者が、消費者被害にあわないような法制度が必要である。通常よりも重い説明義務を課すことにより、若年者の保護を図ることが必要である（個人）。
- 中間報告書には、成年年齢を引き下げるために教育の充実が必要であると記載されているが、現状でも18歳から20歳になるまでに何ら教育的な配慮は行われていないので、無意味である（個人）。
- 成年年齢の引下げ如何にかかわらず、若年者に対する消費者教育、自立支援の施策は速やかに実施すべきである（日大）。

〔成年年齢の引下げと引下げをする場合に必要となる施策の先後関係について〕

- I 案 成年年齢の引下げの民法改正を先に行い、その施行までに一定の猶予期間を置き、その間に前記各施策を実行に移すべきである。
- II 案 必要となる施策の充実が図られたこと、又はそれが確実にになったことが確認することができるまでは、成年年齢を引き下げるべきではない。

【I 案を支持する意見】

- I 案が妥当。施行までの期間は2、3年とすべき（個人）。

【II 案を支持する意見】

- 成年年齢の引下げに反対であるが、仮に引き下げられるのであれば、II 案に賛成する（女性法律家協会）。

〔成年年齢の引下げをする場合の年齢等について〕

A案 18歳とすべき

B案 18歳に達した直後の3月の一定の日（例えば3月31日など）に一斉に成年とすべき

C案 19歳とすべき

【A案を支持する意見】

- 高校は18歳に達した後の3月31日に一律に卒業するものではないことから、B案はメリットが少ない。18歳の者に対して親を介した生徒指導が困難になるおそれがあるという議論については、生徒指導と民法の成年年齢は制度上無関係であること、現行制度においても大学生については成年者と未成年者が混在しているが、そのような困難があるとの報告はみられないことから、問題にならない。また、B案は条文の規定振りとして複雑になるものと考えられるし、他の制度にもほとんど同様の例が見られない。成年年齢を19歳に引き下げることは引下げの程度が不十分である（個人）。

【B案を支持する意見】

- 4月が社会に参加する基準とすることは、日本の社会的な慣習と整合性が高く、生活上の実感とも一致する。また、国民の多くが高校に進学し、卒業している現状とも整合的である（個人）。
- 高校在学中の成年者、未成年者の混在を防ぐことが重要である（個人）。
- 年金・児童手当・児童扶養手当の子どもの加算対象が18歳になってから迎えた最初の3月31日までになっているため（個人）。

【C案を支持する意見】

C案を支持する意見はなかった。

〔養子をとることができる年齢を20歳とすることについて〕

【賛成】

- 養子をとることができる年齢については、現行法どおりとすべきである（女性法律家協会、明大、大学生）。
- 養子制度が税金対策として用いられていることも多いという実態にかんがみると、安易に養親となりうる範囲を拡張することには慎重であるべきである。むしろ、現在の成年者が社会的に未熟であるという実態に着目すれば、養子をとるこ

とができる年齢は引き上げてもよいくらいではないかとの意見もあった（日大）。

【その他】

- 養子をとることができる年齢は、子どもを養う責任を負うことが可能な一定の年齢以上とすべきであり、25歳に引き上げるべきである（個人）。

〔婚姻適齢を男女とも18歳にすることについて〕

【賛成】

- 今の時代、男女で差をつける必要性はない（個人）。

【反対】

- 婚姻適齢については、現行法通りとすべきである（大学生）。

【その他の意見】

- 男女とも16歳で統一し、成年擬制を廃止すべきである。成年擬制が廃止できないのであれば、婚姻適齢は男女とも20歳で統一すべきである（大学生）。
- 婚姻適齢を引き下げることには反対である。中間報告書で指摘のあった婚姻適齢を男女とも18歳にした上、16歳、17歳でも家庭裁判所の許可を得て婚姻できるようするという制度は、婚姻が両性の合意のみによって成立するという憲法第24条第1項に反するのではないかとの意見もあった（日大）。

〔親権解放制度について〕

【賛成】

- 未成年者の中でも、完全な行為能力の付与を望む者と、望まない者がいることから、このような制度の導入は選択肢を提供する意味で望ましいと考える。手続については、戸籍による公示ではなく、現行の成年後見制度と同様に、法務局において取り扱う登記簿による公示が望ましいと考える（個人）。

【反対】

- このような制度は不要である（女性法律家協会）。
- このような制度を導入すると、18歳に達した者や事業者に対して、かえって煩雑な手続を強いるおそれがあり、有用性に乏しい（個人）。

〔その他の意見〕

- そもそも参政権の問題であったもので、民法上の成年年齢の問題を前面に押し出すのは問題を過大なものにし、参政権に絡む問題の解決を遅らせることになる（個人）。
- 平成20年12月に行われた国籍法の改正に反対である。民法の成年年齢を引き下げると、不法に日本国籍を取得した外国人に選挙権を与えることとなるので、反対である（個人）。
- 未成年者であっても、各種行為のできる場合を増やしたり、民事訴訟法や民法の厳格な制限を変更したりするような方向で検討されるべきである（個人）。
- 成年年齢を引き下げることにより消費者問題が拡大するとの意見があるが、民法第15条の補助人の制度を参考に成年者被補助人（仮称）という制度を創設し、本人の申出又は成年者補助人（保護者）の家裁への申出により一定の行為に関しては成年者補助人の許可を得なければ単独で行うことができない制度にすれば成年者の保護が図られることになる（個人）。